

商品概要説明書

(令和4年11月29日現在)

商品名	積立式定期貯金<エンドレス型>
ご利用いただける方	○個人および法人（団体を含む。）
期間	○積立期限には定めがありません。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	○自動振替により、1か月、2か月、3か月、6か月のいずれかの積立周期により預入いただきます。なお、随時に預入いただくこともできます。 ○預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。 ○1回あたり1円以上 ○1円単位
払戻方法	○一部支払、明細支払、概算金支払および全額支払ができます。
利息 (1) 適用金利 (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	(個人) ○各分割預入時における期日指定定期貯金の約定利率を適用します。 (法人) ○スーパー定期貯金<単利型>または大口定期貯金の約定利率を適用します。 (2) 支払頻度 ○払戻時に一括して支払います。 (3) 計算方法 (個人) ○期日指定定期貯金の計算方法を適用します。 (法人) ○スーパー定期貯金<単利型>または大口定期貯金の計算方法を適用します。 (4) 税金 ○個人のお客さまは20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 (5) 金利情報の入手方法 ○金利は店頭の金利表示モニターに表示しています。
手数料	—
付加できる特約事項	○個人のお客さまはマル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	○満期日前に解約する場合は、各定期貯金の中途解約の取扱いに準じます。
貯金保険制度 (公的制度)	○保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支所または信用部信用課（電話：086-225-9835）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA信用部信用課またはJAバンク相談所にお申し出ください。 岡山弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）
その他参考となる事項	—

J A岡山